

令和2年度 第7回あさぎり町農業委員会総会議事録						
招集年月日	令和2年10月9日(金)					
招集の場所	あさぎり町役場2F大会議室					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和2年10月9日 午後1時35分			会長	杉下 和治
	閉会	令和2年10月9日 午後2時07分			会長	杉下 和治
応(不応)招委員 及び出席並びに 欠席委員  出席 24名 欠席 2名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	深松 守	○	14	的射場 洋一	○
	2	橋口 丈一	○	15	石山 孝史郎	○
	3	中村 金一	○	16	落合 武士	○
	4	村田 新一	○	17	井手 久美子	○
	5	吉田 利明	○	18	廣瀬 孝喜	○
	6	城本 康志	○	19	樫木 徹郎	○
	7	藤本 勇二	○	20	濱田 定武	○
	8	松本 廣幸	○	21	宮原 久子	○
	9	上野 勇一郎	○	22	福永 高嗣	○
	10	恒松 純生	○	23	林田 樞臣	○
	11	豊永 安茂	○	24	平川 勇	○
	12	田崎 洋一郎	○	25	重信 洋一	○
	13	多田 喜一郎	○	26	杉下 和治	○
議事録署名委員	11番 豊永 安茂                      12番 田崎 洋一郎					
出席した 農業委員会職員	事務局長 山本祐二                      課長補佐 高田真之					
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 許可不要転用届について 日程第4 報告第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について 日程第5 報告第4号 農地所有適格法人報告書の提出について 日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第7 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 日程第8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第9 議案第4号 農地利用集積計画(第10回)の決定について					

## 開会 午後1時35分

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい、それでは、時間も過ぎております。開会いたします。御起立願います。礼。着席ください。ただいまから、令和2年度、第7回総会を開会いたします。初めに、杉下会長より御あいさつをお願いします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 皆さんこんにちは。秋の実りを迎えまして、稲刈り等で大変、忙しいと思いますけれども、事故等、それから怪我には、十分注意されて、作業を行っていただきたいと思います。本日は、出席委員、本日の出席委員は、全員出席ですので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、11番、豊永安茂委員。12番、田崎洋一郎委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい、それでは報告いたします。資料2ページ目、左側をごらんください。今回は10件の合意解約となっております。解約理由について、申請番号60番から62番が、所有権移転のため、申請番号63番から64番が、利用権設定促進事業貸し付けのため、申請番号65番から67番が、第三者貸し付けのため、申請番号68番から69番が、農地中間管理事業貸し付けのためとなっております。以上で報告を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第1号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

日程第3、報告第2号、許可不要転用届についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい。それでは、報告第2号、許可不要の転用届について、御報告いたします。今回は1件です。資料は、2ページ右側になります。申請番号4番について、町内の個人の方で、台帳、現況ともに、田。1筆で面積は1,088平米のうち、57平米。進入道として、許可不要届を提出されているものです。現地は、上西、上西地区。国道沿い、ドラッグストアモリから南へ100メートルほどいったところになります。周囲への影響等はないと考えられることから、許可不要と判断します。以上、報告を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

日程第4、報告第3号、農地法第2条第1項の、農地に該当するか否かの判断についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい、それでは報告いたします。資料は4ページ目、左側と5ページ目、右側と5ページ目左側をごらんください。今回、8月に、農地パトロールで確認した際に判断した、14筆になります。非農地となる面積が、田、5,543平米、畑3,604平米、合計9,147平米です。非農地となる筆数は、田8筆、畑、6筆、合計14筆です。すべて農用地区域外になります。所有者等につきましては、5ページ、左側にあるとおりです。以上で報告を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。特にないようですので、以上で報告第3号を終わります。

日程第5、報告第4号、農地所有適格法人報告書の提出についての報告を行います。事務局の報告を求め

ます。

- 農業委員会課長補佐（高田 真之君）** はい、それでは報告いたします。資料は5ページ右側からごらんください。今回は1件の届け出が提出されております。関連資料につきましては、資料6ページ左側の、農業生産法人経営概要表に記載してあります。資料6ページ左側は令和2年9月1日現在になります。以上で報告を終わります。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。特にないようですので、以上で報告第4号を終わります。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第6、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 農業委員会事務局長（山本 祐二君）** はい、農地法第3条の許可申請について説明いたします。資料は、6ページからになります。今回は2件の審議をお願いいたします。申請番号17番ですが、資料は、7ページ、左側から10ページになります。譲り渡し人、譲り受け人は、ともに町内の個人の方です。移転する土地としましては一筆で、地目は台帳、現況、ともに畑。面積が1,921平米となっております。移転する契約としましては、売買による所有権移転で、10アール当たり30万円です。譲受人は、申請地にイチゴを作付される予定です。  
次に、申請番号18番ですが、資料は、10ページから13ページになります。譲り渡し人、譲受人は、ともに町内の個人の方です。移転する土地としましては、1筆で、地目は台帳、現況ともに、畑です。面積は、876平米となっております。移転する契約としては、売買による所有権移転で、10アール当たり30万円です。譲受人は、申請地に菓草を作付される予定です。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしているものと考えます。審議方よろしく申し上げます。以上で説明を終わります。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班、第5班の現地調査がありましたので、申請番号17番の案件について、2番委員の橋口委員より、申請番号18番の案件について、13番委員の、多田委員より報告をお願いします。
- 2番委員（橋口 丈一君）** はい。2番の橋口でございます。現地調査してきましたので報告いたします。資料は、7ページから10ページの左側でございます。譲り渡し人と譲受人は、いずれも町内の個人の方でございます。場所は上地区の永山公民分館から、南方面へ500メートルぐらい先の町道の左側でございます。このときの作付作物は、イチゴで、強化ハウスに、もう既に4,200平米、もう既に定植してあります。この土地の場所は、譲受人の自宅の東となりで最適の土地かと思われまます。以上でございます。
- 13番委員（多田 喜一郎君）** 13番の多田です。2番の件について報告します。地図は今ありましたように、13ページの右側にありますが、フルーティロード、阿蘇公民館がありますから、それから、中のほうに入った縦長の土地になります。ここは若手ですね、もう今ずっと頑張って農業やってますけども、ここに、借ってミシマサイコを栽培する予定と聞いてますが、現在ちょっとミシマサイコは、ことしはちょっと間に合っていないということで、来年から作付する予定というふうに聞いておりますが、きちっと整備がされてまして、いつでも、耕作できるような状況になっておりました。十分な条件を生かしているというふうに思いますので、御検討御審議よろしく申し上げます。以上です。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明及び、現地調査報告が終わりました。最初に、申請番号17番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。はい、質疑なしと認めます。申請番号17番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、申請番号17番の

案件については、原案のとおり決定しました。

次に、申請番号18番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。はい、質疑なしと認めます。申請番号18番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、申請番号18番の案件については、原案のとおり決定しました。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第7、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい。農地法4条の許可申請について説明いたします。資料は、14ページからになります。今回は、1件の審議をお願いします。申請番号6番ですが、資料は、14ページから18ページになります。申請地の位置については、後ほど、現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、役場岡原支所から300メートル以内にある、第三種農地ですので、農機具等資材置き場への転用は可能です。申請人は、町内の個人の方です。転用する土地としましては1筆で、地目は台帳、現況ともに田、一部通路等になっております。16ページから、事業計画書、資金計画書、残高証明等を掲載しております。申請人は、土地改良区からの意見書も提出されており、周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。以上、説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班、第5班の現地調査がありましたので、申請番号6番の案件について、1番委員の深松委員より報告をお願いします。

○1番委員（深松 守君） 1番委員の深松です。資料は、14ページから18ページです。現地は、あさぎり町岡原支所から、南西に250メートルほど行ったところです。申請者の家の近くに倉庫等も建てておられますが、何分手狭になって、農機具を保管する場所がなくなったということで、それにつけて後継者の方もおられますので、今後とも、経営を基盤強化したいと思っておられるので、倉庫を増設してここに作りたいということだそうです。計画自体、何も問題ないと思いますので御審議のほどよろしくをお願いします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号6番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。はい。質疑なしと認めます。申請番号6番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、申請番号6番の案件については、原案のとおり、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第8、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい、農地法第5条の許可申請について説明いたします。資料は、19ページからになります。今回は2件の審議をお願いいたします。申請番号13番ですが、資料は、19ページから24ページになります。譲り渡し人は、町内の個人の方、譲受人は町外の個人の方です。転用する土地としましては、一筆で、地目は台帳、現況ともに畑。転用面積が408平米となっております。移転する内容としては、売買による所有権移転で、金額は、全体で205万円です。転用の目的は、個人住宅です。21ページ、右側の地図をごらんください。申請地の位置については、後ほど、現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、医療機関から500メートル、中学校から350メートルにあり、隣接する4メートルの道路には、2管理設してある第三種農地で、個人住宅への転用は可能です。22ページから、事業計画書、資金計画書、融資証明等を掲載しております。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。

次に、申請番号14番ですが、資料は、24ページから29ページになります。譲り渡し人は、町外の個

人の方、譲受人は、町内の個人の方です。転用する土地としましては、一筆で、地目は現況、台帳ともに畑、転用面積が、255.62平米となっております。移転する内容としては、売買による所有権移転で、金額は、全体で80万円です。転用の目的は、個人住宅です。26ページの地図をごらんください。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、あさぎり駅から300メートル以内にある第三種農地ですので、個人住宅への転用は可能です。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班第5班の現地調査がありましたので、申請番号13番の案件について、7番委員の藤本委員より、申請番号17番の案件について、8番委員の松本委員より報告をお願いします。

○7番委員（藤本 勇二君） はい、藤本です。けさの現地調査報告します。資料は19ページから24ページになります。譲受人は、県内の個人の夫婦でございます。譲り渡し人は、町内の個人の方でございます。場所はですね、次のページ21ページの、右側を見ていただきたいと思いますが、あさぎり中学校からですね、今井地区のほうにちょっと下がっていく感じですけど、約350メートルのところの、右側のところに現地はなります。申請地ですが、21ページの左側の地図を見ていただきたいと思いますが、ほぼ四角なんですけれど、一部に現在宅地として106㎡ありますけれど、ここには倉庫が建っております。そのほかのL方の形が今回の申請になるわけですけど、合わせて408と、106で、514平米になると思いますが、特に、このあたりは住宅地でございますので何ら問題はないなということで判断をしてきました。あと資料は先ほど言ったとおりでございます。皆さん方の御審議をよろしくをお願いします。

○8番委員（松本 廣幸君） 8番松本です。資料は、19ページと、24ページ右から29ページになります。詳細は、事務局から説明あったとおりですけど、現地の地図は、26ページ、25ページにありますけど、26ページの地図で場所を申しますと、免田小学校より、大体東側に100メートルほど行った住宅街の中にありました。現地の状況は、25ページの右側の地図を見ていただきまして、申請地の隣の、1,822番の宅地ですけど、ここが、町有地でありまして、地区の公民館の施設の敷地になっております。その中に、申請地とその公民館の間には、地図に載っていませんでしたが、道路が町有地としてありました。申請地は、周りを宅地に囲まれており、現状は、草もきれいに払われており、手入れの行き届いた農地で、畑地ではありました。以上で審議方よろしくお願いいたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明及び、現地調査報告が終わりました。申請番号13番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。申請番号13番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。賛成多数です。したがって、申請番号13番の案件については、原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

次に、申請番号14番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。申請番号14番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、申請番号14番の案件については、原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第9、議案第4号、農用地利用集積計画（第10回）についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい。本来であれば、議案第4号、今、会長からありました、第10回の農用地利用集積計画について、ということで審議いただく予定ですが、ここで、本来であればここに追加要件というのを入れなければならなかったんですが、先月の、第9回の部分について、事務局側の不備

といえますか、がありましたので、その点について、皆様に御協議いただきたいことがありますので、高田のほうから説明をさせたいと思います。よろしくをお願いします。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい、すいません。それでは、1枚紙の第3号議案、農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について、下のほうにページが27の2という1枚紙を渡してありますけど、ごらんいただきたいと思います。これにつきましては、先ほど局長が申し上げましたとおり、先月、9月の総会議案についてですね、提出するべきものでしたけども、担当のほうの、失念によりまして、別紙27の2ページが漏れていることが判明いたしました。まことに申しわけございませんでした。委員の皆様がよろしければ、前回の議案に追加させていただきたいと思います。このことにつきましては、県農業公社に事務処理の相談をし、農家さんにも迷惑がかからないようによろしくということを確認しております。今後の売買契約がスムーズに行く事を、どうか御協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。まことに申しわけございませんでした。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） ただいまの事務局の説明がありましたけれども、これについて、意見のある方は、挙手の上お願いします。ありませんか。先月の総会の追加決定ということで、よろしいでしょうか。（異議なしの声） はい。ありがとうございます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） ありがとうございます。それでは、こちらにつきまして、再度、27の2ページをごらんください。こちらにつきましては申請番号58番の、売り渡し価格につきましては、すべて10アール当たり82万円になります。以上報告とさせていただきます。今後このようなことがないよう、気をつけたいと思います。本当に申し訳ありませんでした。以上です。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） すいません。ちなみに27の2というのは、先月の資料の27ページの、次につく予定だという意味ですので、今月の資料ではなく、先月の資料の27ページの次につけていて、保存されてる方は、つけていただくということで、よろしくをお願いします。今後でもですね、今後、こういったことがないように、総会資料等作成の際には、二重チェックするように、次回からですね、今月分はもうつくってしまいましたので、するように、ちょっと、チェック体制を厳しくということで、課内でも協議をしたところですので、こういったことのないよう注意してまいります。申しわけございませんでした。以上です。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい。それでは議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、まずは、利用権設定に係る分について説明いたします。資料は31ページ、左側からごらんください。申請番号323番から330番は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。申請番号331番から338番は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。資料31ページ右側をごらんください。申請番号339番から343番は、新規の賃貸借権の設定です。申請番号344番から345番は新規の使用貸借権の設定です。申請番号346番から354番は新規の農地中間管理事業による貸借設定です。続きまして、所有権移転にかかわる分について説明をいたします。資料は33ページ左側からごらんください。今回の申請は5件で、申請番号59番から60番は、相手方の要望により、熊本県農業公社が買い入れするものです。申請番号61番から63番は、公社が買い入れた土地を売り渡すものです。次に、売買価格についてですが、申請番号59番の買い入れ価格は、10アール当たり23万7,514円です。申請番号60番の買い入れ価格は、10アール当たり80万円です。申請番号61番の売り渡し価格は、10アール当たり51万2,500円です。申請番号62番の売り渡し価格は、10アール当たり66万6,250円です。申請番号63番の売り渡し価格は、10アール当たり41万円です。以上の件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。33ページ、右側から37ページにかけて申請地位置図、利用権設定等状況一覧表と、農用地利用集積計画総括表を載せております。なお、申請位置図は59番、60

番の農地のみ掲載しております。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、議案第4号、農用地利用集積計画（第10回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。はい、質疑なしと認めます。これから、議案第4号、農用地利用集積計画（第10回）について、を採決します。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。はい、全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。これで本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。令和2年度あさぎり町農業委員会第7回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） 御起立願います。礼。

閉会 午後2時07分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名・押印する。

令和2年11月10日

あさぎり町農業委員会 会長

あさぎり町農業委員会 署名委員 11番

あさぎり町農業委員会 署名委員 12番